

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 11 月 10 日(火) 号外第 1 1 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例
の一部を改正する条例 (63) (景観まちづくり課) 3

==== 公布された条例のあらまし =====

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 費用の負担について定めた規定中、引用している道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第63号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）法第121条及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）<u>第2条</u>の規定による国庫補助金</p>	<p>（費用の負担）</p> <p>第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものをもって充てるほか、事業を施行する鳥取県（以下「施行者」という。）が負担する。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）法第121条及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）<u>第4条</u>の規定による国庫補助金</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。